

この度の熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様が一日でも早く日常生活を取り戻されますことを祈念し、被災した熊本に事務所を構える法律の専門家として、適正な情報発信を行ってまいります。第3回目のテーマは、震災による**ローン負担の増加**に対する問題です。

なお、震災に関連する法律問題について、グリーンコープを介して面談法律相談のご予約をいただいた場合、初回30分無料でお受けいたします。

ご相談や面談予約は、グリーンコープ生活再生相談室(TEL096-243-2100)にご連絡ください。

被災ローン減免制度

Q 今回の地震で住宅ローンがあと1000万円残っている自宅が全壊した。自宅を再築するためにはまた借金をしないといけないが、収入が減少し、元々のローンと新しいローンを払う余裕がない。何か制度はないか。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(被災ローン減免制度)の利用をご検討ください。

被災ローン減免制度は、自然災害の影響で住宅ローン等の債務を弁済できなくなった個人の債務者については、法的倒産手続をとらずに、債務の減免を行い、生活の再建を目指す制度です。

Q メリットは？

減免制度に基づいて金融機関との合意ができれば、支援金・弔慰金に加え、預貯金を500万円までを手元に残したうえで、既存のローンの減免を受けることが可能となります。

また、合意ができて減免を受けた場合は、いわゆるブラックリストに登録されないため、生活再建のための新たな借入が可能となります。

Q 利用条件・費用は？

被災ローン減免制度は、今回の震災による自宅の損壊(移転先確保のための費用負担)や収入の減少などで既存の債務の返済が困難になった方が利用できます。

また、世帯年収が730万円以下で、支払債務額が年収の40%を上回ることも必要です(例外もあります)。

被災ローン減免制度は、利用者の費用負担なしで、弁護士などの登録支援専門家から必要資料の作成、弁済・整理案の作成等につきサポートを受けることができます。

